

京都市告示第437号

児童福祉法第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和7年10月10日

京都市長 松井 孝治

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社エスエス	児童発達支援	児童発達支援・放課後等デイサービス 蒼 2650700103	京都市右京区梅津堤下町8-3 2F	令和7年9月30日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)